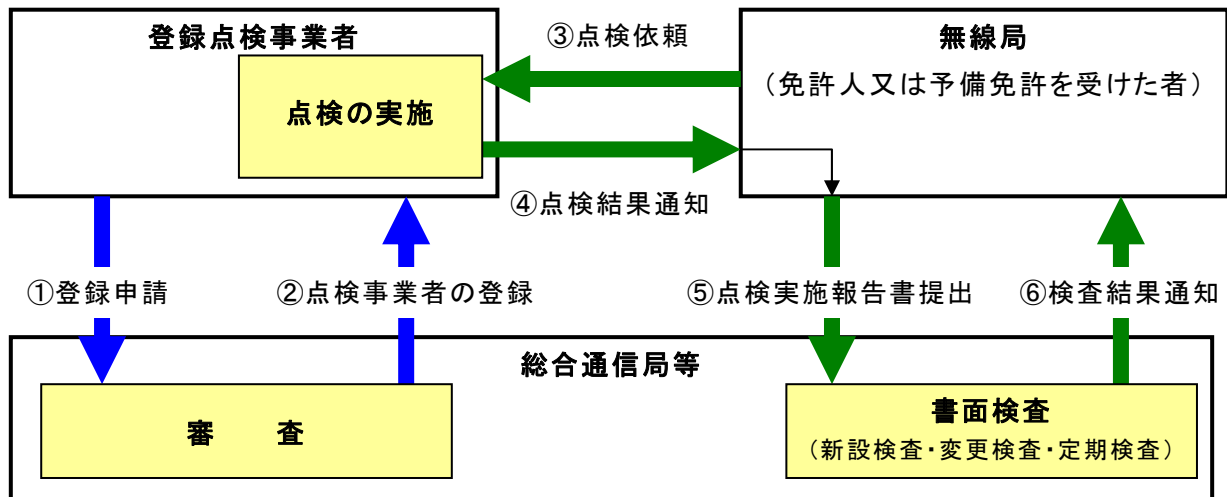


登録点検事業者制度の概要

「登録点検事業者制度」とは、総務大臣の登録を受けた国内外の民間事業者（登録点検事業者及び登録外国点検事業者）が取得した無線設備等の点検結果を活用することによって、無線局（国が開設する無線局を除く。）の新設検査、変更検査又は定期検査の一部を省略することができる制度です。

1. 登録手続と点検・検査の流れ



2. 電波法(昭和25年法律第131号)抜粋

(点検事業者の登録)

第24条の2 無線設備等の点検の事業を行う者は、総務大臣の登録を受けることができる。

2～3 (略)

4 総務大臣は、第一項の登録を申請した者が次の各号のいずれにも適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 別表第一(略)に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者が無線設備等の点検を行うものであること。

二 (略)

三 無線設備等の点検を適正に行うのに必要な業務の実施の方法が定められているものであること。

5 (略)

(適合命令)

第24条の7 総務大臣は、登録点検事業者が第二十四条の二第四項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、当該登録点検事業者に対し、これらの規定に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し)

第24条の10 総務大臣は、登録点検事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一～二 (略)

三 第24条の7の規定による命令に違反したとき。

四～六 (略)